

## 佐伯市職員の兼業に係る許可基準

令和8年5月1日

佐伯市長

佐伯市議会議長

選挙管理委員会

代表監査委員

消防長

農業委員会

教育委員会

佐伯市職員の兼業に係る許可基準は、地方公務員法第38条第1項(営利企業の従事制限)に基づき、任命権者である佐伯市長、佐伯市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、消防長、農業委員会、教育委員会が一般職の職員に対して行う許可に関する許可基準である。

### 1. 経過等

地方公務員の兼業については、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや、高齢化、人口減少など、近年の社会情勢の変化を背景として、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが求められている。

このことを踏まえ、地方公務員法第38条第1項(営利企業の従事制限)の規定に関する基準として、「佐伯市職員の兼業に係る許可基準」を制定する。

### 2. 目的

職員が兼業を通じて、地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを職務遂行や行政サービスの向上に活かすことで、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営につなげていくことを目的とする。

また、地方公務員の兼業はあくまでも職務専念義務が課せられていない勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってはならない(令和7年6月11日総務省通知)。同調圧力から兼業を強いられることは避ける必要があり、職員自身の判断を尊重するなど、職員の自発的な活動を後押しすることを目的とする。

### 3. 兼業に対する許可基準について

#### (1) 当該職員の職務遂行上の悪影響がないこと(公務能率の確保)

- 勤務時間外の就業で公務に支障がないか、また疲労や健康面に配慮されているか。
- 兼業を行うことで心身の疲労のために公務がうまく進まない又は体調不良となるなどの悪影響がないこと。過重労働にならないこと。

〈公務以外の就業時間の目安〉

- ・概ね週 8 時間以下、月 30 時間以下、年 360 時間以下
- ・勤務日においては、3 時間以内で深夜（0 時を超える）に及ぶことのないもの。

(2) 当該職員と兼業企業の利害関係を排除すること（職務の公正の確保）

- 公務と兼業による利益相反がないか。
- 兼業で就業する企業が、当該職員が職務として関わる許認可、補助金交付、監査、指導、契約等の特殊な関係性がないこと。
- 当該職員が就業先企業との間において、佐伯市職員倫理規程に定める利害関係がないこと。

(3) 市の品位と信頼を保持すること（職員の品位の保持）

- 兼業に従事することで市の信頼を損なうことがないか。
- 就業先企業に従事することが、市職員としての信用を傷つけ又は傷つける恐れがないこと。
- 組織の不栄誉とならないこと。

(4) 当該職員が受ける報酬が妥当な金額であること

- 報酬が高額でなく、適正な額かどうか。
- 社会通念上相当と認められる程度の金額であること。

上記の基準に照らし、個別のケースごとに判断し、許可の判断を行う。

ただし、以下の場合には許可しない。

◇その他市長が適当でないと認めるもの

- ・当該職員が就業せずとも労働者が確保できる状況にある場合
- ・市の職員として、ふさわしくない業務に従事する場合

〈ふさわしくない業務の例〉

- ・風俗業（風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る営業許可が必要な業態を含む）、パチンコ店、マルチ商法関連など
- ・ギャンブルや反社会的勢力とつながる業種

4. 許可が可能と思われる活動類型及びその例

活動類型	事業又は事務の例
自治やまちづくりの推進を図る活動	自治会役員、地域イベントのスタッフなど
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	手話通訳者、福祉団体活動、成年後見人など
社会教育の推進を図る活動	日本語教室講師、自治体歴史資料調査など
地場産業の振興に係る活動	農業、林業、漁業の作業支援活動、有害鳥獣駆除活動など

文化、芸術、スポーツの振興を図る活動	部活動指導員、スポーツ少年団指導員、審判活動、書道教室や絵画教室講師など
地域安全・災害予防活動	消防団員、予備自衛官、防災訓練講師など
こどもの健全育成活動	PTA 役員活動、生活困窮家庭のこどもを対象とした学習支援活動など
地域経済活動支援を目的とした活動	地場産業に係る企業への従事（市政の推進、地域貢献に資するもの）
不動産賃貸業	所有する不動産の賃貸（本人が管理、運営を積極的に事業として行う場合は許可できない。）
その他の公益性の高い地域的、社会的な貢献活動	資格試験の監督員、各種研修講師、各種統計調査にかかる従事者など

※従事する業務に関し、報酬が発生する場合には、許可申請を行うこと。

#### 5. 兼業許可対象職員

○直近の人事評価（行動及び業績評価）がB（基準を満たしている）以上の職員

#### 6. 兼業許可の手続き

○兼業を実施する月の前月 15 日までに雇用状態のわかる書類（雇用契約書又は勤務計画書（雇用先、報酬額、勤務時間が確認できる書類））を添付し、営利企業従事制限免除許可申請書を提出すること。

○兼業を実施した月の翌月（兼業期間によっては、毎月）には、兼業実施に係る実績報告書を提出すること。